



埼玉県文化振興基金

令和3年度追加募集

オール埼玉で彩る 文化プログラム公募事業

公募要領



事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する今後の国、県及び市町村から示されるイベント開催の方針等を御確認いただき、主催団体にてクラスター（集団）感染発生のリスクとなる3条件

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場所

感染症予防対策を徹底し、開催方法の工夫など必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。



埼玉県県民生活部

文化振興課 文化振興担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

〔TEL〕048-830-2887

〔FAX〕048-830-4752

〔e-mail〕a2875-07@pref.saitama.lg.jp

令和3年度追加募集 オール埼玉で彩る 文化プログラム公募事業

公募要領

県では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という）の成功に向け、「埼玉県版文化プログラム」※を通じた、本県の文化芸術の振興・各大会の気運醸成を図っています。

この公募事業は、両大会の文化を通じた盛り上げに資する「埼玉県版文化プログラム」の実施に対し、資金助成を行うものです。

※埼玉県文化プログラム・・・この公募要領においては、主に「東京2020参画プログラム（テーマ：文化）」「beyond2020プログラム」のいずれかの認証を受けた文化プログラムをいう

1 目的

県では、東京2020大会とラグビーワールドカップ2019TMの成功に向け、「2020オリンピック・パラリンピック/ラグビーワールドカップ2019埼玉県推進委員会」を設置し、平成28年5月に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 ラグビーワールドカップ2019 埼玉県推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画では、「両大会は埼玉県で育まれてきた文化芸術の魅力を世界に発信する絶好の機会であり、埼玉県版文化プログラムを展開することにより、さらに本県の文化芸術の振興を図っていく」ことを取組の一つとして定めています。

「オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業」は、基本計画を具体化した「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 ラグビーワールドカップ2019 文化アクションプラン」（以下「文化アクションプラン」という。）に沿って行われる「埼玉県版文化プログラム」の実施を行う団体を資金面でサポートする制度です。

全県的に「文化を通じた盛り上げ」を実施することで、東京2020大会の気運醸成につなげ、次世代の文化振興に向けたレガシーの創出を目的としています。

2 助成対象となる事業

「文化アクションプラン」で示された内容を踏まえ、文化団体・NPO法人、実行委員会等が実施する文化プログラムの中で、「審査基準や選定の視点」の観点を中心とした総合的な判断により、経費の一部を助成します。

文化アクションプランで示された主な内容（概要）

- オール埼玉で様々な主体が連携・協働していく文化の取組を推進
- 「和」の精神・文化について、様々な角度から焦点を当て、その価値と魅力を再認識し、国内外に発信及び後継者育成など次世代への継承と発展
- ダンスや音楽など若者が活躍している分野に焦点を当てた事業の実施
- 現代アートや最先端技術、ポップカルチャーなどと伝統文化を融合させた新しい文化芸術、先駆的なプログラムを積極的に展開
- 本県が持つ多種多様な文化資源の魅力を世界に発信
- 海外の文化芸術と交流し、文化芸術の国際交流を推進
- 芸術家、子供、青少年、高齢者、障害者や外国人などあらゆる人々の参加・交流機会を創出し、地域の文化芸術活動や地域コミュニティの活性化につながる取組を推進
- 蜷川レガシー、障害者アート、アニメ・マンガなどの観光資源、地域固有の伝統芸能や文化財など埼玉の特徴的な文化資源の活用

(1) 公募事業の部門と性格

■ 地域彩りプログラム部門

県内各地で賑わいや活性化をもたらす意欲的で活発な文化プログラムを助成

(2) 要件

以下の要件の両方を満たす事業

ア beyond2020プログラムの認証を受けること

イ 新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に講じること

(3) 対象となる分野

文学・音楽・美術・演劇・舞踊・メディア芸術（映画・漫画・アニメーション等）・落語・歌唱・伝統芸能・生活文化・最先端技術を用いた各種アート・デザイン・クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ・ファッション・和食・日本食その他の食文化・祭り・伝統的工芸品・和装・花・木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築、ジャンルにとらわれない芸術活動（複合）…など様々な文化を対象とします。

なお、様々な芸術活動の複合的なもの（フェスティバル等）も対象となります。

(4) 対象となる事業イメージ

■地域彩りプログラム部門

- ・ 多くの人に開放された公演・イベント
- ・ 魅力・特色のあるプログラム
- ・ 主催者・出演者に熱意があり、地域への影響が期待できる など

(5) 実施場所

埼玉県内（県内がメインであれば、県外地域との連携実施も可能）

(6) 対象期間

令和3年10月1日以降に開始し、令和4年3月31日までに完了する事業
(実績報告書の提出も含む)

【応募対象とならない事業】

- ・ 宗教的または政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- ・ 教室（カルチャースクールを含む）、学生サークル、同好会、流派等が行う稽古事や習い事等の講習会、発表会、温習会等
- ・ 慈善事業への寄付を目的とするもの
- ・ コンクール、コンテストを主な目的とするもの
- ・ 商品やサービスの販売・営業活動を主目的とするもの
- ・ スポーツを主な目的とするもの
- ・ 国、地方公共団体、外国政府又はそれらが基本金等を出資する法人等が主催・共催するもの（ただし、これらの団体が実行委員会の構成団体としている場合は可）
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 事業の実施に必要な経費のうち、当該助成金を除く額を調達できる見込みのないもの
- ・ 私的な利益のみを目的とするもの
- ・ その他、助成が適当ではないと認められるもの

3 審査基準・選定の視点

審査にあたっては、下記の視点を中心として総合的に判断を行います。

	視点
①事業の整合性・有効性	<ul style="list-style-type: none">●事業の背景や目的が明確か。また、目的と提案内容が一致しているか。●事業の目的効果が限定的にならず、公益性が認められるか。●「文化アクションプラン」で示された内容を踏まえた事業か。
②事業の影響力・波及力	<ul style="list-style-type: none">●文化を生かした次世代へのレガシー創出が見込まれるか。●より多くの人々が参加可能な取組となっているか。
③事業の実現性	<ul style="list-style-type: none">●内容が具体的でスケジュールに無理はないか。●財務・事務管理をはじめとした事業推進体制が組まれているか。
④事業の将来性・継続性	<ul style="list-style-type: none">●継続事業か。若しくは今後の文化活動に繋がる事業か。
⑤事業の新規性・独創性・チャレンジ性	<ul style="list-style-type: none">●<u>小さな工夫を凝らすなど、新規性はあるか。</u>

4 助成対象者の要件

(1) 文化団体、NPO法人、実行委員会等の団体で、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていること

- ① 定款、寄附行為又はこれに類する規約、会則等を有すること
- ② 団体の意思を決定し、執行する体制が確立していること
- ③ 自ら経理、監査する等の会計体制を有すること
- ④ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと

(2) 実行委員会形式で応募する場合は、応募時点で実行委員会が発足していること

【助成対象者となれない団体】

- ・ 民間企業（ただし、実行委員会の構成団体にはなれません）
- ・ 国、地方公共団体又は外国政府（ただし、実行委員会の構成団体にはなれません）
- ・ 国、地方公共団体又は外国政府が基本金等を出資する法人等（ただし、実行委員会の構成団体にはなれません）
- ・ 暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例39号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）（実行委員会の構成団体としても認められません）
- ・ 代表者、役員、使用人、従業者、構成員に、暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条2号に規定する暴力団員及び第3条2号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいる団体（実行委員会の構成団体としても認められません）

5 助成金交付額と助成対象経費

(1) 助成金交付額

■ 地域彩りプログラム部門

助成対象経費の3分の2以内で、かつ20万円を上限額とします

(2) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、下表に掲げる区分に該当する経費のみです。

助成の対象について不明な点がございましたら、文化振興課までお問い合わせください。

※ 練習（リハーサル）に係る借料・会場費等は、1日分のみ対象とします。

区 分	内 容
賃金	会場整理員、受付、監視員、託児等スタッフ謝金等 ※ 賃金発生理由が明確で適正である必要があります ※ 事業実施団体の構成員や来場者への賃金は認められません ※ 交付決定以降の増額や増員は、原則として認められません。
報償費	演奏、指揮、ソリスト、合唱、俳優・舞踊家等外部からの出演料、講師謝金、翻訳謝金、通訳謝金、原稿執筆謝金等 ※ 事業実施団体の構成員や来場者への謝金は認めません ※ 客演者等に交通費を払う場合は、報償費として計上してください ※ 交付決定以降の増額や増員は、原則として認められません。
印刷製本費	プログラム、パンフレット、台本、入場券、チラシ、ポスター印刷費等
宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、特設サイト開設費等
通信費	案内状送付料等
美術・映像作品費	美術作品制作費（アーティストフィー、制作材料費含む）、映像作品制作費（フィルム関係費、機材使用料等含む）
作品借料	作品借料（保険料も含む）
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
文芸費	演出料、構成料、監修料、振付料、舞台監督料、照明プラン料、音響プラン料、舞台美術・衣装デザイン料、映像製作費、演出等助手料、脚本料、翻訳料、字幕翻訳・製作費、方言指導料、殺陣指導料、合唱指導料、著作権使用料等
会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、出展料等
舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、照明機材費・人件費、音響機材費・人件費、映像機材費・人件費、字幕機材費・オペレーター費、衣装製作費、装束料、床山・かつら費、メイク費、履物費、器材借料等
設営費	会場設営・撤去費、展覧会グラフィックス作成費、検温システムレンタル料、非接触型体温計レンタル料、アルコール消毒液購入費等
運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品梱包・運搬費等
記録費	録画費、録音費、写真費、アーカイブ製作費、図録制作費等
保険料	催事保険料等

(3) 助成対象とならない主な経費

助成の対象とならない主な経費を、下表に掲げましたので参考にしてください。
不明な点については、文化振興課までお問い合わせください。

助成対象とならない経費	例
恒常的な運営費や人件費	● 事務所賃料、電話代、事務職員給与
団体の財産となる物の購入費等	● 事務用品の購入・借用等 ※ ただし、チラシ、歌詞カード、アンケート等に使用した用紙代は対象となります ● 事務機器、楽器、美術作品等の購入費や修繕費 ● 建造物の建築費、改修費、修繕費等
行政、金融機関の手数料	● 収入印紙代 ● 振込手数料
食糧費	● 弁当代 ● お菓子代
交際費・接待費・渉外費	● 飲食代、手土産など ● レセプションパーティーや打ち上げなどの経費
会員・事業参加者等への支払い	● 会員（事業実施団体の構成員）に対する支払い ● 事業参加者（来場者等）に対する支払い
有料物の作成経費	● 有料頒布する公演パンフレットの作成経費（原稿執筆料、印刷費等） ● 販売を目的とした美術作品・音楽作品・グッズ等の制作費
1日を超える練習経費	● 本番と練習1日分以外の会場使用料・指導料・楽器借料等
その他	● 賞品、賞状、記念品代（花束代含む） ● 謝礼等に係る経費（金券、礼状郵送代等を含む） ● 打合せ等の会議費 ● ガソリン代 ● 物品購入に係る送料・代引き手数料
使途が曖昧な経費	● 予備費 ● 雑費

※ 事業実施団体と同一性が高い団体等への支払いは、対象外となる場合があります。事前にご相談ください。

(4) 助成金交付に係る注意点

- ・ 県外地域との連携実施の場合、県外部分は助成対象経費からはずれます。その場合、全体経費を実施回数や規模等で按分するなどし、県内部分経費を明確にしていただくこととなります。
- ・ 国、地方公共団体、外国政府が実行委員会の構成団体として拠出している分担金は、助成対象経費から減額します。
また、国、地方公共団体、外国政府が基本金等を出資する法人等が実行委員会の構成団体として拠出している分担金も、助成対象経費から減額します。
いずれの場合も、分担金額を御申告いただくこととなります。
- ・ 助成金交付額は予算上の制約から減額される場合もあることを御了承ください。なお、年間で、地域彩りプログラム部門は22件の採択を予定しています。
- ・ 原則、他の公的機関や民間の助成団体からの助成、企業協賛金の有無については採否・

補助額への影響はありません。

ただし、使用用途が特定の費目に限定されている助成については、助成対象経費からはずれます。

6 申請の方法

(1) 募集と応募締切日

●追加募集

予定募集枠：地域彩りプログラム部門 10件程度

対象期間：令和3年10月1日以降に開始し、令和4年3月31日までに完了する事業。

募集期間：令和3年7月16日（金）から8月6日（金）（消印有効）

郵送で申請の場合は、書留や宅配便等、発送記録ができる方法で御送付ください。

直接持参される場合は事前に文化振興課・文化振興担当あて御連絡ください。

電子メールで申請を希望される場合は、事前にa2875-07@pref.saitama.lg.jpまで電子メールで申請したい旨を御連絡ください。御連絡後に、申請用のメールシステム（ファイル送受信システム）の御案内を送らせていただきます（データ容量の限りがあるため、a2875-07@pref.saitama.lg.jpへの直接送付はできません）。

【連絡先】埼玉県県民生活部 文化振興課 文化振興担当
TEL：048-830-2887 FAX：048-830-4752
e-mail：a2875-07@pref.saitama.lg.jp

【受付時間】月～金 9:00～17:00

(2) 申請件数

申請件数に制限はありません。ただし、採択される場合は同一申請者から原則、年度あたり1件となります。

(3) 申請の仕方

所定の様式により、申請してください。原則、同時にbeyond2020プログラム認証申請も行っていただきます。ただし、beyond2020プログラムについて既に申請済みの場合はその限りではありません。

なお、beyond2020プログラムを同時申請されても、beyond2020プログラムが認証されなければ（認証要件を満たしていなければ）、助成金の対象事業にはなりません。また、beyond2020プログラムのみが認証され、助成金は交付決定されない場合もありますのでご了承ください。

(4) 提出書類

●申請書類

申請書類	備考
オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業申請書 beyond2020プログラム認証申請書 (Word形式)	1枚で2つの申請ができる「同時申請書」です。beyond2020プログラム認証申請が不要の場合は、その部分を横棒で消してください。
(附表1) 事業計画書 (Word形式)	①申請事業の概要 ②申請団体の概要
(附表2) 収支予算書 (Excel形式)	経費区分は「5助成対象経費と助成金交付額」(6ページ)を参照。
誓約書 兼 同意書	

●添付書類

添付書類		備考
事業関連	補足資料 (A4・様式自由)	任意 (最大10ページまで)
団体関連	定款、寄付行為、会則等その団体の概要を示す書類	
	役員及び事業関係者の名簿	

※申請書類・添付書類は、原則片面印刷で提出。(チラシ、パンフレット類除く)

(5) 申請における注意点

- ・ 申請書を提出後、事業内容、予算に大きな変更が生じることがないように、十分検討したうえで御提出ください。
- ・ 申請書に記載された事業計画等に、不実の記載、重大な変更が生じていると認められた場合は、助成金の減額や交付決定の取消、助成金額の返還請求する場合があります。
- ・ 申請書類、企画書等のデータについて、御提供をお願いする場合があります。

7 交付決定まで

(1) 審査会について

事業の選定にあたっては、審査委員会を設け、同委員会の審議を経て、採択または不採択を決定します。

(2) 交付決定結果について

全ての申請団体に結果を文書で通知し、助成が決定した団体及び事業内容を県ホームページで公表します。

8 交付決定後

(1) 助成事業名の表示について

交付決定された事業の実施にあたっては、イベント等のちらし、パンフレット類に「オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業」の助成を受けていることを明記してください。

(2) 埼玉県文化振興基金への協力について

当該助成事業は、埼玉県文化振興基金を活用しています。文化振興基金は、善意の寄附により成り立つもので、県民の皆様の主体的な文化活動への助成などに役立っています。交付決定された事業の実施にあたっては、次のとおりご協力をお願いします。

①埼玉県文化振興基金 PRのお願い

事業のポスターやパンフレット等広報物に「埼玉県文化振興基金助成事業」の文字やマークの明記していただくことによる基金のPRをお願いします。

マークの表示をしていただける団体には、マークのデータを送付します。



②埼玉県文化振興基金 募金活動のお願い

事業実施に当たり、「埼玉県文化振興基金」募金活動の御協力をお願いします。交付団体には、簡易募金箱（厚紙製・組み立て式）を送付させていただきます。

(3) 事業内容の変更等

助成事業について、以下の場合は、事前に変更（中止）申請が必要となります。

- 事業内容を大幅に変更する場合
- 事業費総額の20%以上を変更する場合
- 経費配分を大幅に変更する場合
- 助成事業を中止し、または廃止する場合

変更申請の提出の要否、事業変更等に伴う疑問等ございましたら、文化振興課へお問い合わせください。

(4) 実施検査

助成金交付決定団体の事業について、職員が実地検査をさせていただく場合があります。実地検査を行うことになった場合は、御協力をお願いします。

(5) 助成金額の確定

事業の終了後、提出された実績報告書の内容を精査し、助成金額の確定を行います。事業内容の変更や事業費に減額が生じた場合、実績報告の確認等により助成金が減額となる場合があります。

なお、実績報告書には、申請団体名を宛名とした領収書コピーを添付していただきます。領収書の宛名が申請団体名と異なる経費や領収書コピーの提出がない経費については、助

成の対象となりませんのでご注意ください。詳細については、交付決定後に通知を行います。

(6) 帳簿書類等の整備と保管

助成事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿、領収書を整備してください。また、その帳簿と領収書は、令和9年3月31日まで（当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間）保管しておいてください。

(7) 財産処分の禁止

当該助成金により取得した美術作品、音楽作品、映像作品、舞台道具等は、事業完了後5年間は、事業の目的に反して使用・譲渡・貸付等を行うことはできません。

(8) 注意事項

当該事業に採択されたことに伴い、東京2020大会に関する名称使用やマーク使用、その他に係る権利や権限が付与されることは一切ありません。

事業のPR等において各大会の知的財産を侵害しないよう、正式な手続きをとってください。

9 申請書類提出先・お問合せ

埼玉県県民生活部 文化振興課 文化振興担当
〒330-9301（郵送の際は郵便番号のみで住所不要）
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL：048-830-2887 FAX：048-830-4752
e-mail：a2875-07@pref.saitama.lg.jp

記 入 例

令和3年度
 オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業申請書
 beyond2020プログラム認証申請書

令和3年 7月 26日

(あて先)
 埼玉県知事

所在地 〒330-9301
 さいたま市浦和区3-15-1
 名 称 ○○市和文化JAZZフェス実行委員会
 代表者職・氏名 実行委員長 埼玉 太郎

連絡担当者氏名 基金 祝子
 電話 048-000-0000

下記により、令和3年度オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業について埼玉県文化振興基金助成金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

併せて「beyond2020プログラム」の認証を申請いたします。

記

- 1 事業名 ○○市和文化JAZZフェス
- 2 応募部門 地域彩りプログラム 部門
- 3 事業費総額 1,014,500 円
- 4 助成金交付申請額 180,000 円

附表1と同じ
事業名を記入

附表2と同じ
額を記入

- 5 事業計画書 (附表1)
- 6 収支予算書 (附表2)

- 7 添付書類
- (1) 定款、寄付行為、会則等その団体の概要を示す書類
 - (2) 役員及び事業関係者の名簿
 - (3) 誓約書 兼 同意書 (beyond2020 書類)
 - ~~(4) 企画書 (地域リーディングプログラム部門のみ)~~

様式第1号(附表1)

オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業

事業計画書

1 申請事業の概要

事業名★	〇〇市和文化JAZZフェス
実施期日等★	令和3年10月2日～令和3年10月3日（2日間）
部門名	<input type="checkbox"/> 地域リーディングプログラム部門 <input checked="" type="checkbox"/> 地域彩りプログラム部門
事業の目的	〇〇市の誇る和文化を、JAZZ演奏とコラボレーション。若者の和文化に触れる機会を創出するとともに、コラボによる新しい文化を創造する。
事業内容★ （300字程度）	〇〇市の誇る和文化をお茶、お花、着物、舞踊、太鼓の5つのカテゴリーに分け、JAZZの音色とともに、鑑賞・体験できるイベント。和文化と現代文化の融合が、新たな魅力を生み出します。奥深い和文化をまずは気軽に経験できる体験コーナー「テン・ミニッツ」を用意。また、期間内、会場内でのインスタ映えコンテストを行います。出演は、〇〇〇〇（三味線）さん、××××（盆栽師）さんほか多数。会場はバリアフリー対応です。
実施スケジュール 当日の進行	<p>（ここに記載せず、資料の添付でも構いません）</p> <p>〇ステージ 9：00～19：00（2日目は16：00まで） 出演：〇〇〇〇、××××</p> <p>〇5カテゴリーブース+テン・ミニッツ 9：00～19：00（2日目は15：00まで）</p> <p>〇インスタ映えコンテスト 受付 イベント開始から2日目の15：00まで 発表・表彰 2日目の15：30～</p> <p>〇協賛企業・団体（予定） （株）ABC、イロハ自動車販売、〇〇商店街、（有）YYトラベル X建設、Wハウジング、進行義塾</p>
新型コロナウイルス 感染症予防対策	会場入口で、ゲート型検温システムを使用して入場者の検温を行います。また、会場内〇〇箇所にアルコール消毒液を設置し、ステージの休憩ごとに司会者が消毒を呼びかけます。
期待される効果 アピールポイント	和文化とJAZZ両方の関心が高まる。
参加者数等★	（参加者数） 50 人 （来場者数） 500 人
会場★	（会場名） 〇〇公園野外ステージ （住所） 〇〇市△△町4-5-67
入場料★	無料（ただし、体験コーナー、飲食ブース等は有料）
参加対象者★	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input checked="" type="checkbox"/> そのエリアにお住まいの方 <input type="checkbox"/> その他（ ）

beyond2020 プログラムに認証されると、この内容がホームページで発信されます。認証要件に関する記述もお願いします

できるだけ、詳細に記入してください

収支予算書

(675,700円-400,000円)×2/3=183,800円
→180,000円 ※1万円単位のため

1 収入の部

区分	予算額(円)	内容・積算内訳
A 1 当助成金申請額※	180,000	
A 2 市町村等の分担金※	400,000	〇〇市25万円、〇〇市文化財団15万円
A 3 その他収入	350,000	
市町村等以外の分担金	40,000	ネットワーク2万円、文団協2万円
入場料・参加費収入	250,000	参加料 3万円×5団体=15万円 1万円×10団体=10万円
他の助成金・補助金		
寄付金・協賛金	60,000	3万円×2団体
その他収入		
A 4 自己資金	84,500	
収入合計※	1,014,500	

※ A 1 当助成金申請額は、{ (B 1 助成対象経費) - (A 2 市町村等の分担金) } × 2 / 3 以下の額とし、1万円単位で申請してください。また、申請額上限は地域リーディングプログラム部門300万円、地域彩りプログラム部門20万円です。

※ A 2 市町村等の分担金の欄には、実行委員会形式で、地方公共団体、国、外国政府、又はそれらの出資団体の分担金がある場合、その分担金の額を記載してください。

2 支出の部

区分	予算額(円)	内容・積算内訳
B 1 助成対象経費	675,700	
賃金	32,000	受付4,000円×3人、駐車場整理5,000円×4人
報償費	80,000	〇〇〇〇さん5万円、MC××さん3万円
印刷製本費	87,500	チラシ 17.5円×5,000枚
通信費	25,200	210円×120か所
会場費	100,000	野外ステージ使用料2日間(本番+リハ)、付帯設備費
舞台費	50,000	音響機材借料
設営費	300,000	会場設営費(ステージ・看板・サイン)、ゲート型検温システムレンタル料、アルコール消毒液購入費
保険料	1,000	イベント保険
		単価・人数・回数等の積算が分かるように記入してください
B 2 助成対象外経費	338,800	会議費、弁当代、打ち上げ費など
支出合計※	1,014,500	

※ 収入合計と支出合計は同額になるようにしてください。

誓約書 兼 同意書

私はbeyond2020プログラムの認証申請の責任者として、事業・活動の主催者である法人・団体が、下記の事項について誓約し、同意をいたします。

記

1. 私(私が所属する法人・団体)は、以下のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が判断した場合はこの限りではない
 - (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
 - (6) 税法違反(法人税法(昭和40年法律第34号)違反、所得税法(昭和40年法律第33号)違反、地方税法(昭和25年法律第226号)違反(法人事業税、個人事業税))がある者
 - (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
 - (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
2. 前項に反した場合には、認証の取消しを受けることがあることに同意し、当該取消決定を受けた場合には、これに異議を述べず、決定に従います。
また、前項の違反により、埼玉県が損害を被った場合には、その一切を直ちに賠償するものとします。
3. beyond2020プログラムへの申請を行うにあたり、埼玉県が作成する「beyond2020プログラム認証要領」及び内閣官房オリパラ事務局が作成する「beyond2020プログラムロゴマークデザインガイドライン」の内容を理解し、これを遵守することを誓約します。
4. 情報の取扱いについて
記入した情報は、埼玉県がbeyond2020プログラムの運営及び関連情報の連絡の目的に利用するほか、埼玉県個人情報保護条例に従って取り扱われることに同意します。

埼玉県知事 宛

	西暦		年		月		日
住所							
法人・団体の名称							
代表者							

ご記入ください。